

過半数組合・過半数代表チェックリスト

支部・分会向け

会社全体で過半数労働組合であっても、事業場単位では過半数労働組合となっていないことがあります。

このチェックリストで確認を行い、過半数でない場合には「改めて確認しよう！過半数代表」のリーフレットを活用し、改めて過半数代表者の適切な選出を行いましょ。

また、36協定などの労使協定の内容についても、定期的に職場実態を踏まえて会社に見直しを求めましょ。



1. 支部・分会(事業場単位)では、36協定などの労使協定を締結する際、どのように過半数代表を選んでいきますか？

※「労使協定」
労働基準法など法律に定められた時間外および休日労働(36協定)や年休の計画的付与といった労使協定のことで、個別労使による任意の労働協約や協定・覚書等については、チェックリストでは対象外です。

(1) 支部・分会(事業場単位)の全労働者数と労働組合の加入者数を記入しましょ

① 同じ場所にある事業場
(例：本社、支店、工場など)の労働組合員数です

内訳

		正社員	パート・有期など	管理監督者
①事業場の労働組合の加入者数:	人	人	人	
②事業場で働くすべての労働者数:	人	人	人	人

② 事業場の組合員 + 直接雇用関係がある労働者
(組合員でない正社員、パートタイマー、アルバイト、契約社員、再雇用者、管理監督者、出向者など)で算出しましょ
※ 派遣社員は間接雇用のためカウントされません。
ただし、派遣社員は直接雇用関係のある派遣元の労働者としてカウント

(2) (1)の結果、過半数労働組合となっていますか？

YES NO

(3) 労使協定の締結の都度、過半数労働組合かどうか確認を行っていますか？

YES NO

【取り組み】
(2)でNOの場合、裏面のチェックリストを活用して、過半数代表者の選出を行いましょ
※労働組合の委員長が過半数代表に立候補するなど積極的にかかわりましょ



裏面につづきます！



過半数労働組合ではない場合、
締結した労使協定が無効になります



過半数代表者の適切な選出のためのチェックリスト

	YES	NO
(1) 「過半数代表者」は、事業場(本社、支店、工場など)単位で選出していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 「過半数代表者」を選ぶにあたって、パートタイマー、アルバイト、契約社員、管理職、出向者など、すべての労働者が投票や話し合いに参加していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 「過半数代表者」は、投票や挙手など民主的な方法で選ばれていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 「過半数代表者」は、会社が任命した人や管理監督者ではないですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

全部が「YES」でない場合、
締結した労使協定が無効になります



2. 貴組織の事業場で締結した労使協定を定期的に見直していますか？

	YES	NO
(1) 労使協定の締結の都度、支部・分会として職場の実態を把握した上で、協定の内容(36協定で定められ延長時間は必要最小限になっているかどうか)を点検していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 必要に応じて、労使協議等を通じて会社に協定内容の見直しを求めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【取り組み】
定期的に職場実態と協定内容を点検し、
必要に応じて、会社に協定の見直しを求めましょう

